

募集対象者情報の取扱いに関する協定

福岡市（以下「甲」という。）及び自衛隊福岡地方協力本部（以下「乙」という。）は、乙が自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務を遂行するために、甲が提供する募集対象者（当該年度に18歳及び22歳になる住民をいう。）の氏名及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）の取扱いについて、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的外利用の禁止）

第1条 乙は、募集対象者情報を自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務（以下「本業務」という。）の遂行以外のいかなる目的にも利用してはならない。

（複写・複製及び第三者提供の禁止）

第2条 乙は、募集対象者情報を複写、複製し、又は第三者に提供してはならない。

（委託の禁止）

第3条 乙は、本業務の全部又は一部を委託してはならない。

（募集対象者情報の適正な管理）

第4条 乙は、募集対象者情報の適正な管理のため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 募集対象者情報の適正な管理及び運用を統括する管理責任者を置き、監督及び点検を行わせること。
- (2) 取り扱う募集対象者情報を把握しておくこと。
- (3) 募集対象者情報は、施錠することができるキャビネット等に保管し、募集対象者情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の募集対象者情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 募集対象者情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、速やかに甲に報告するとともに、適切な処理を行うこと。

（本業務完了後の取扱い）

第5条 乙は、本業務が完了したときは、募集対象者情報の管理責任者の立会いの下、シュレッダー処理等により確実かつ速やかに募集対象者情報の廃棄を行い、甲に廃棄報告書（別記様式1）を提出しなければならない。

(協定の有効期間)

第6条 本協定は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲又は乙から何ら申し出がない場合は、有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定める事項に関し疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(実施期日)

第8条 本協定は、令和2年4月1日から適用する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

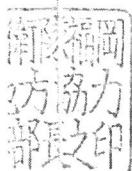
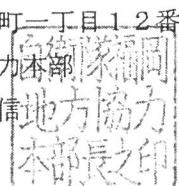
福岡市長 高島 宗一郎



乙 福岡市博多区竹丘町二丁目1-2番

自衛隊福岡地方協力本部

本部長 深草 貴信



(別記様式1)

福岡市			
課長	係長	係員	

廃棄報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

住 所
(申請機関の所在地)

氏 名
(申請機関の代表者)

年 月 日に受領した募集対象者情報については、
年 月 日に廃棄しましたので報告します。

1 件 名

2 履行場所

3 廃棄処分
別紙のとおり

別紙 (写真台紙)

写 真 貼 付 欄

余 白

募集対象者情報(紙媒体)

写 真 貼 付 欄

余 白

シュレッダー処理開始

(管理責任者立会い)

写 真 貼 付 欄

余 白

シュレッダー処理完了

(管理責任者立会い)

